

ケアマネジメントと安全配慮義務！

～法学特殊講義1、介護保険法の担い手として～

介護支援専門員は、介護保険法において要介護者や要支援者（ご契約者）が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的として規定された専門職です。

社会あるところに法ありきと言われますが、居宅介護支援契約や施設入居契約後は、契約者間において権利と義務の関係が生じます。介護支援専門員の業務は、常に適切なケアマネジメントを提供する責務を伴い、その対価としての介護報酬（居宅介護支援費報酬等）給付の権利を得ます。

制度改定や高齢化が進む社会において、私達介護支援専門員が日頃より心得ておくべき法律知識の基礎理解（リーガルマインド）やケアマネジメントにつき、裁判所が下した判決（判例）について、はるか法律事務所 弁護士 佐藤徳典先生をお招きして学習する機会をいただくことができました。

リスク管理や法令遵守（コンプライアンス）について見識を深めたい介護支援専門員、主任介護支援専門員、地域包括支援センターの計画作成者、管理者の皆様にとっては、本研修終了後には気づきを得て、日々の実務に役立つ内容となっています。皆様お誘いあわせの上、奮ってご参加ください。

講師 **佐藤 徳典**（さとう とくのり）氏 はるか法律事務所 弁護士

〈プロフィール〉

1973年(昭和48年)北海道札幌市生まれ
2006年(平成18年)中央大学法科大学院 修了
司法試験合格
2007年(平成19年)最高裁判所司法研修所修了
埼玉弁護士会に弁護士登録

〈所属・活動〉

埼玉弁護士会消費者問題対策委員会 委員



- ◆ 日時 2019年 **12**月 **1**日(日) 13:30～17:00(予定) 受付 13:00～
- ◆ 会場 千葉県経営者会館 大ホール 千葉市中央区千葉港 4-3
- ◆ 参加費 会員 2,000円 一般 6,000円 振込用紙を送付いたします。
- ◆ 定員 200名 会員優先の先着順です。



受講された方には、受講証を後日発行いたします。遅刻や途中退席の場合は受講することは可能ですが、原則受講証の発行はできませんので、あらかじめご了承ください。